



令和5年度から市税の納め方が変わります！

税務課（徴収対策室） ☎75-4977

～集合税方式から単税方式への変更のお知らせ～

令和4年度までの集合税方式

税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
集合税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

「集合税方式」とは？

うきは市では、合併以前から市県民税・国民健康保険税・固定資産税を合わせて徴収する「集合税方式」を採用していました。これは、3税を一つの納付書にまとめ、集合税として、6月～翌年3月の10期で納めていただいていたました。



令和5年度からの単税方式



税目	納付回数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
固定資産税 ※市外居住者、共有、法人固定資産税含む	4回		1期		2期		3期			4期			
市県民税	4回			1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税	10回			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

「単税方式」とは？

3税が単独となり、それぞれの税目の納期限までに納めていただく方式です。納税通知書や納付書は、税目ごとに発行します。

方式の変更による年税額への影響はありません。ただし、従来は10期に分かれていたものが、市県民税と固定資産税は4期に変更になりますので、ご注意ください。

※軽自動車税の納付は、これまでどおり5月末までに1回で納付をお願いします。

なぜ「単税方式」へ変更するの？

行政手続の様々な分野で電子化が進められています。市税の納付についても単税方式に変更することにより、ネットバンキングやスマートフォンを使ったキャッシュレスサービス等に対応することを可能とし、住民サービスの向上を目指します。なお、この改正は納付方法を変更するもので、税負担を増大させるものではありません。